

特記仕様書

第1条 受注者は、岐阜県建設工事共通仕様書に基づき施工するものとする。

第2条 工事実績データ作成、登録

岐阜県建設工事共通仕様書 第1編 共通編 1-1-6コリンズへの登録により、工事請負代金額500万円以上の工事について、「登録内容確認書」を作成、登録することとする。

第3条 公共事業労務費調査に対する協力

- 1 本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- 2 調査票等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- 3 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。
- 4 受注者が本工事費の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。）が、前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

第4条 産業廃棄物の適正処理について

受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、監督員の指示に従い、産業廃棄物関連書類の提出及び確認並びに処理施設の現地確認並びに建設廃棄物処理状況の管理を行い、産業廃棄物が最終処分に至るまで適正に処理されていることを確認しなければならない。

第5条 下請契約及び使用資材について

本工事において、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を垂井町内に本店（建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所含む。）を有する者の中から選定するよう努めること。
本工事において、工事材料に係る納入契約を締結する場合には、当該契約の相手方は垂井町内に本店を有する者の中から選定するよう努めるとともに、調達する工事材料は岐阜県産とするよう努めること。

第6条 実施状況の提出について

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。

第7条 工事着手前協議について

本工事の受注者は、契約後1～2週間以内に設計書内容等について、監督員と工事着手前協議を行うこと。

第8条 ディーゼルエンジン車両の適正燃料の使用について

- 1 ディーゼルエンジンを動力とする車両にはJIS規格の軽油を使用すること。
- 2 ディーゼルエンジンを動力とする車両の燃料検査があった場合には協力すること。

第9条 不当介入における通報義務について

- 1 妨害又は不当要求に対する通報義務
受注者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止をすることができる。
- 2 受注者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

第10条 ワンデーレスポンスについて

- 1 本工事はワンデーレスポンス実施対象工事とする。
「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答を、原則「その日のうち」に回答する仕組みである。
- 2 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は適宜監督員に報告するものとする。
- 3 実施に当たっては、「ワンデーレスポンス実施要領」（農計第531号、林第815号、技第584号平成23年3月31日通知）に基づき実施するものとする。

第11条 同等品による応札について

仕様書及び設計書にて記載されている機器等の「同等品以上」について、同等品による応札を行う場合は、同等品候補の掲載された商品カタログ及び仕様比較表を総務課へ提出し、応札前に承諾を得ること。